

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則	1
◎森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
◎高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則	9
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	9
告 示	
○平成28年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	9
○保安林の指定施業要件の変更予定（治山林道課）	10
○道路の区域変更（道 路 課）	10
公 告	
○平成28年度職業訓練指導員試験の実施（雇用労働政策課）	10
○農用地利用配分計画の認可の申請（2件）（農地・担い手対策課）	11
その他	
○平成28年度行政書士試験の実施（法 務 課）	11

規 則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。
平成28年7月5日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）を施行するため、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性

能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る所管行政庁が必要と認める図書等）

第3条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

（1）当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下「登録建築物調査機関等」という。）による法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。第3号において同じ。）に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物調査機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証（当該技術的審査を受けた添付書類を含む。）

（2）当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関（業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下同じ。）が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号。第11条第1項第2号において「性能表示基準」という。）別表1に規定する断熱等性能等級の等級4及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合している場合に限る。）に限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第1条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号に掲げる図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等の取下げ）

第4条 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第5条の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をした者は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定を受ける前にこれらの申請を取り下げようとするときは、別記第1号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等の不認定の通知等）

第5条 知事は、法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第5条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請があった場合において、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないときは、別記第2号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書に省令第1条第1項又は第5条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、これらの申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる場合には、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないものとする。

- （1）法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しないと認める場合
- （2）法第30条第6項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する場合
- （3）省令の規定による手続に違反していると認める場合（軽微な変更の届出）

第6条 認定建築主（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が譲渡された場合にあっては、当該建築物の所有者とする。以下同じ。）は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について省令第4条に規定する軽微な変更をしようとするときは、別記第3号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届を知事に提出しなければならない。この場合において、当該軽微な変更が同条第2号に掲げるものであるときは、当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えなければならない。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第4号様式による建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 法第31条第1項の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとする場合において、当該変更の認定に係る審査が法第30条第1項の認定に係る審査と同程度のものになると知事が認めるときは、認定建築主は、前項の申出をし

なければならない。この場合においては、改めて法第29条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請することができる。

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告）

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第5号様式による建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。

（改善命令書の交付）

第9条 法第33条の規定に基づく改善命令は、当該認定建築主に対して別記第6号様式による改善命令書を交付してするものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し通知）

第10条 知事は、法第34条の規定に基づき法第30条第1項の認定を取り消したときは、別記第7号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書により当該認定建築主に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該認定建築主以外の者に通知することができる。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要と認める図書等）

第11条 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

（1）当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、登録建築物調査機関等による法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）への適合に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証（当該技術的審査を受けた添付書類を含む。）

（2）当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（性能表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級の等級4及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5（平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分については、同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）に限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第7条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号に掲げる図書を添える場合において、省令第1条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第12条 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をした者は、同条第2項の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記第8号様式による建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下げ届を知事に提出しなければならない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る不認定の通知等）

第13条 知事は、法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請があつた場合において、同条第2項の認定をしないときは、別記第9号様式による建築物エネルギー消費性能基準適合不認定通知書に省令第7条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる場合には、法第36条第2項の認定をしないものとする。

（1）建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合

（2）省令の規定による手続に違反していると認める場合

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し通知）

第14条 知事は、法第37条の規定に基づき法第36条第2項の認定を取り消したときは、別記第10号様式による基準適合認定建築物認定取消し通知書により当該認定を受けた者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該者以外の者に通知することができる。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊞
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届

先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 4 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請を取り下げる理由

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
2 2 欄は、認定（変更認定）申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りです。）を記入してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊞

建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書

下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（第31条第1項）の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請受付年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）をしない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届

認定建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第4条に規定する軽微な変更をしますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更内容

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
2 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま
す。)を記入してください。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

建築物新築等取りやめ申出書

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる年月日
年 月 日
- 5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる理由

注 1 申出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
2 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま
す。)を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者の職・氏名）

建築物新築等完了報告書

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士（ ）登録 第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）登録 第 号
所在地
名称
- 5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査
検査済証交付日 年 月 日
検査済証番号 第 号

注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
2 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限りま
す。）を記入してください。

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事
改善命令書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 措置の期限
年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県知事



建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により同法第30条第1項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項（同令第6条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書は、認定当初からその効力を失います。

記

- 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名



（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下げ届

先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を取り下げる理由

- 注 1 届出者が個人の場合は、記名押印に代えて、署名とすることができます。
- 2 2欄は、認定申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りま

第9号様式(第13条関係)

第 年 月 日

様

高知県知事

印

建築物エネルギー消費性能基準適合不認定通知書

下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条第1項の規定により通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請受付年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をしない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第10号様式(第14条関係)

第 年 月 日

様

高知県知事

印

基準適合認定建築物認定取消し通知書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき、下記の理由により同法第36条第2項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条の規定により通知します。

なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第8条第2項の通知書は、認定当初からその効力を失います。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る基準適合認定建築物の位置
- 4 認定を受けた者の氏名
- 5 認定を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第52号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの使用料
計測機器	理化学機器	1台	1時間につき570円
	打撃式木材強度試験器	1台	1時間につき640円
	温湿度自動観測システム	1台	1時間につき740円
	倒立システム顕微鏡	1台	1時間につき770円
	エンドレスワイヤロープ疲労試験機	1台	1時間につき1,750円
	材質検知評価システム	1台	1時間につき1,480円
	材料試験機	1台	1時間につき2,980円
	実大強度試験機	1台	1時間につき1,310円
	その他木質試験機器	1台	1時間につき570円
分析機器	高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき1,200円
加工機器	オートクレーブ	1台	1時間につき680円
	恒温振とう培養機	1台	1時間につき650円
	その他培養機器	1台	1時間につき570円
	凍結乾燥機	1台	1時間につき640円
	クリーンベンチ	1台	1時間につき610円
	高圧殺菌釜	1台	1時間につき1,700円
	多機能型材料処理装置	1台	1時間につき2,580円
	恒温恒湿槽	1台	1時間につき670円
	電熱式ホットプレス	1台	1日につき450円
	木材乾燥装置	1台	1時間につき1,150円
	恒温恒湿槽（プログラムコントロール付き）	1台	1日につき1,880円

ボックス型炭化炉	1台	1時間につき2,400円
その他加工機器	1台	1時間につき570円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年高知県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「住宅性能評価書」を「住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注中「認定申請」を「認定（変更認定）申請」に改める。

別記第2号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第4号様式中「低炭素建築物新築等計画に」を「認定低炭素建築物新築等計画に」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第372号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成29年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成28年7月13日（水））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成28年7月16日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

備考 平成29年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業する予定の者のための採用試験は、原則として平成28年9月16日以降に行う。

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第373号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

梶原町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び開

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び梶原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道

2 路線名 439号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町森字 長須瀧6438番から 吾川郡仁淀川町森字 長須瀧6473番まで	前	9.1 }	149
	後	10.7 }	136
		49.9	

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成28年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除

省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。

3 受験資格

当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時

平成28年9月11日（日）午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書類の写し

エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）

(2) 受験申請書類の提出期間

平成28年7月25日（月）から同年8月8日（月）まで

なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成28年8月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料

3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

平成28年9月30日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

(1) 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。

(3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
香美市土佐山田町加茂340番地  
片地ファミリーファーム株式会社 代表取締役 鍵山 浩一

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
香美市土佐山田町下ノ村字行島813番

(2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市大津乙479番地  
山添 真次郎

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市大津字大富甲450番1、甲452番1、甲453番1及び甲454番1

(3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市介良丙29番地  
中島 大輔

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市介良字大潮田丙1391番1及び丙1491番1

(4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市陣山400番地  
横堀 忠広

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市下末松字北祇園205番及び206番、福船字印蔵1137番並びに廿枝字町屋敷1556番、1557番、1558番、1559番、1560番、1561番及び1562番

(5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市稲生1882番地  
濱田 節美

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市稲生字平安1521番、宇島田1682番1及び1682番2並びに宇池田1725番

(6)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
宿毛市片島13番60-15-3号  
澤松 幸治

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
宿毛市和田字六反4241番、宇小松4365番及び宇水越し4483番1

2 申請年月日  
平成28年6月15日

3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間  
平成28年7月5日(火)から同月19日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市東浜50番地1
濱田 条治

(2) 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
安芸市赤野字ひょうたん畝甲3454番

2 申請年月日
平成28年6月20日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成28年7月5日(火)から同月19日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

そ の 他

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成28年度行政書士試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

平成28年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

1 試験日時
平成28年11月13日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)
憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間
平成28年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

イ 受付場所
一般財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と併せて配布する封筒(宛先は、印刷済み)で簡易書留郵便により郵送すること(平成28年9月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

ウ 提出書類
受験願書一式

エ 受験手数料
7,000円

<p>受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。</p> <p>オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>(ア) 郵送配布</p> <p>a 配布期間 平成28年8月1日から同月26日(金)まで</p> <p>b 配布請求方法 郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号のもの)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次の宛先に郵送で請求すること(平成28年8月26日までに必着すること。)</p> <p>名称 一般財団法人行政書士試験研究センター 住所 郵便番号100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留</p> <p>(イ) 窓口配布</p> <p>a 配布期間 平成28年8月1日から同年9月2日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>b 配布場所</p> <p>(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成28年8月1日午前9時から同年8月30日(火)午後5時まで なお、受付期間の最終日(平成28年8月30日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日(平成28年8月30日)は、混雑することが予</p>	<p>想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。</p> <p>(ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフとなること。</p> <p>(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時 平成29年1月31日(火)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)に登載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700</p>	
---	---	--